**福祉**

**●国民年金保険料の納め忘れはありませんか**

　国民年金は、老後の生活や障害、死亡など、もしもの時に大きな支えとなります。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなるだけでなく、受給ができなくなる場合があります。

　平成29年度の保険料は、月額16,490円です。まだ納めていない保険料は、納付期限から2年以内であれば納めることができます。納付書を紛失した人は、古川年金事務所に連絡をしてください。

　また、納め忘れをなくすために、口座振替やクレジットカードによる納付を勧めています。

問合せ 古川年金事務所 23-1200　市民課年金係 23-6079　各総合支所市民福祉課市民窓口担当

**●障がい者が利用する軽自動車などへの減免制度があります**

　障がいのある人は、軽自動車税や自動車税の減免を受けられる場合があります。対象になる車両は一人一台です。

※前年度に減免を受けた人には、申請書を郵送します。

■軽自動車の減免申請

申請期間　5月15日～24日

持ち物　車検証、各手帳（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）、運転者の運転免許証、認印、納税者の個人番号のわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票など）、申請者の身元確認書類（運転免許証など）

提出先　税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課税務担当

■普通自動車の減免申請

　詳しくは県北部県税事務所（91-0705）へお問い合わせください。

申請期間　4月2日～5月31日

問合せ 税務課市民税担当 23-2148

**●軽度の生活援助を行います**

　利用を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

対象　世帯員全員が65歳以上で、軽度な生活の援助を必要とする人（事業対象者・要介護・要支援の認定者は②のみ）

内容　①衣類の洗濯、住居の掃除・整理整頓、生活必需品や食材の買い物、関係機関との連絡　②雪かき、草むしり、朗読、代筆、軽微な補修

利用者負担金　生活保護世帯：無料、住民税非課税世帯：1時間100円、住民税課税世帯：1時間200円

利用限度　1カ月あたり12時間まで

持ち物　介護保険証、印鑑、本人確認書類（運転免許証など）、個人番号通知カードなど

問合せ 高齢介護課高齢福祉係 23-6085　各総合支所市民福祉課地域福祉担当

**●手当額が変わります**

　平成30年4月以降の手当額が改定されました。平成29年全国消費者物価指数の実績値が対前年比で上昇したため、各手当額は引き上げとなります。

■児童扶養手当・特別児童扶養手当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手当 | 3月分まで | 4月分から |
| 児童扶養手当（全部） | 42,290円 | 42,500円 |
| 児童扶養手当（一部） | 42,280円～9,980円 | 42,490円～10,030円 |
| 特別児童扶養手当（1級） | 51,450円 | 51,700円 |
| 特別児童扶養手当（2級） | 34,270円 | 34,430円 |
| 問合せ 子育て支援課子ども給付係 23-6045 | | |

■特別障害者手当・障害児福祉手当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手当 | 3月分まで | 4月分から |
| 特別障害者手当 | 26,810円 | 26,940円 |
| 障害児福祉手当 | 14,580円 | 14,650円 |
| 福祉手当（経過措置分） | 14,580円 | 14,650円 |
| 問合せ 社会福祉課障がい福祉係 23-2167 | | |

問合せ 各問い合わせ先

**●入院時の食事代が変更になります**

　国民健康保険や後期高齢者医療保険の人が入院をする場合、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示することで食事代が減額されています。その食事代が4月から変更となります。なお、難病患者などには金額の据え置きや経過措置があります。

　負担額や経過措置、手続きなど詳しくはお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所得区分 | 負担額（一食） | |
| 3月まで | 4月から |
| 一般 | 360円 | 460円 |
| 低所得Ⅱ  90日までの入院 | 210円 | 据え置き |
| 低所得Ⅱ  91日以上の入院 | 160円 | 据え置き |
| 低所得Ⅰ | 100円 | 据え置き |

問合せ 保険給付課国民健康保険担当 23-6051

**●介護用品の購入を支援します**

　在宅の高齢者を介護している家庭の負担軽減のため、助成券を交付します。詳しくはお問い合わせください。

対象用品　紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、ドライシャンプー、清拭剤

助成額　住民税非課税の世帯（単身世帯を除く）：1カ月当たり2,500円、それ以外の世帯：1カ月当たり1,500円

対象　要支援か要介護の認定を受け、常時失禁状態にある60歳以上の在宅高齢者を介護する家族など

※高齢者が介護保険施設に入所している場合は対象になりません。

持ち物　介護保険証、印鑑、本人または申請者確認書類（運転免許証など）、個人番号通知カードなど

問合せ 高齢介護課高齢福祉係 23-6085　各総合支所市民福祉課地域福祉担当

**●国民健康保険 Q & A**

保険給付課国民健康保険担当 23-6051

Ｑ　進学のために大崎市を転出します。手続きは必要ですか

Ａ　国民健康保険に加入している人が進学のために転出する場合、新たに学生用の健康保険証を交付します。大崎市に住んでいる家族と同じ世帯として扱うため、転出先で国民健康保険に加入する必要はありません。市民課または各総合支所市民福祉課市民窓口担当で手続きをしてください。

用意するもの　①国民健康保険被保険者証 ②在学証明書または合格通知個人番号のわかるもの ③手続きをする人の身分証明書 ④別世帯の人が手続きをする場合は委任状

Ｑ　卒業しました。学生用の健康保険証の手続きは必要ですか

Ａ　一般の健康保険証への切り替え、または喪失手続きが必要です。市民課または各総合支所市民福祉課市民窓口担当で手続きをしてください。

用意するもの　①学生用被保険者証 ②卒業年月日のわかる書類または次に加入する社会保険の健康保険証など ③個人番号のわかるもの ④手続きをする人の身分証明書 ⑤別世帯の人が手続きをする場合は委任状

**国民年金**

**●国民年金保険料が変わります**

■平成30年度の国民年金保険料

　4月に1年分の納付書を送付します。各月の納付期限（翌月末日）までに納付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 国民年金保険料 |
| 定額 | 月額16,340円 |
| 定額+付加保険料 | 月額16,740円 |

■前納（納付書払い）で割引になります

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前納 | 納付額 | 前納額 | 割引額 |
| 1年 | 196,080円 | 192,600円 | 3,480円 |
| 6カ月 | 98,040円 | 97,240円 | 800円 |

前納期限　1年前納・6カ月前納上期（4月～9月分）：5月1日、6カ月前納下期（10月～3月分）：10月31日

問合せ 古川年金事務所 23-1200　市民課年金係 23-6079

**●学生納付特例の申請は忘れずに手続きをしてください**

　国民年金保険料の納付が困難な学生は納付が猶予されます。市民課年金係、各総合支所市民福祉課市民窓口担当、古川年金事務所のいずれかで手続きをしてください。平成29年度に該当し、平成30年度も在学予定の人には申請書を送付します。必要事項を記入し4月中に返送してください。在学している学校に変更がある人や申請書が届かない人は、在学証明書や学生証の写しを持参して再度申請をしてください。

　申請が遅れると、不慮の事故や病気で障がいになったときに、障害基礎年金を受給できない場合があります。

問合せ 古川年金事務所 23-1200　市民課年金係 23-6079

**募集**

**●化女沼湿地・里山再生ボランティアを募集します**

　草花や生きものを学びながら、草刈りや育林作業などを行いませんか。

期間　6月から12月の土・日曜日（月1回、全6回程度）

※5月13日 10時から化女沼ダム観　光資料館で説明会を開催します。

場所　化女沼や化女沼自由広場

対象　次を満たす人　①樹木や生き物に関心のある人　②半日程度の草刈りなどの野外作業が可能な人

定員　15人程度（応募多数の際は選考）

申込　事前に電話またはファクス（住所・氏名・電話番号を明記）で申し込み

問合せ 世界農業遺産推進課自然共生推進担当 電話23-2281 ファクス23-7578

**●河川愛護モニターを募集します**

　詳しくはお問い合わせください。

活動区間　江合川（江合橋から桜の目橋まで）、新江合川（鳴瀬川合流点から江合川合流点まで）

応募資格　活動区間の川沿いに住み、河川愛護に関心のある20歳以上の人

任期　7月1日～平成31年6月30日

報酬　月額4,500円程度

定員　1人（応募多数の際は書類選考）

申込　5月16日まで、写真を貼付した市販の履歴書に必要事項を記入し、国土交通省北上川下流河川事務所占用調整課（石巻市蛇田字新下沼80）へ郵送（必着）

問合せ 国土交通省北上川下流河川事務所　0225-94-9851

**●市民活動サポートセンターの事務ブースを貸し出します**

　団体の活動拠点に利用できます。詳しくはお問い合わせください。

場所　ふるさとプラザ4階（古川駅前大通一丁目5-18）

内容　期間：1年以内（通算3年以内）、面積：5.4㎡（鍵付き）、主要設備：机1台、椅子1脚、電気コンセント

対象　市民活動団体

定員　2ブース

料金　月額3,000円

申込　市民活動サポートセンターの申請書に記入し窓口に申し込み

問合せ 市民活動サポートセンター 22-2915